

志摩市 第9期介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画

～志摩で楽しく たくましく～



令和6（2024）年3月

志 摩 市

● 計画策定の趣旨

本市の高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持って支え合い、住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりの推進をめざして本計画を策定します。

計画期間を令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とし、本市の関連計画と整合を図るとともに、持続可能な開発目的（SDGs）を意識しながら、各種施策を推進していきます。

● 計画の策定体制

三重県・市関係部局との連携

三重県・市関係部局と連携し、計画を策定しました。

介護保険運営協議会の開催

市民、有識者、関係機関等で組織された「介護保険運営協議会」において、本計画の意見交換及び審議を行いました。

住民説明会の実施

日常生活圏域の5地区で、住民説明会を行い、本計画の理念や各事業について確認いただき、また、市民の皆様からいただいたご意見を本計画及び今後の高齢者福祉施策の参考とさせていただきます。

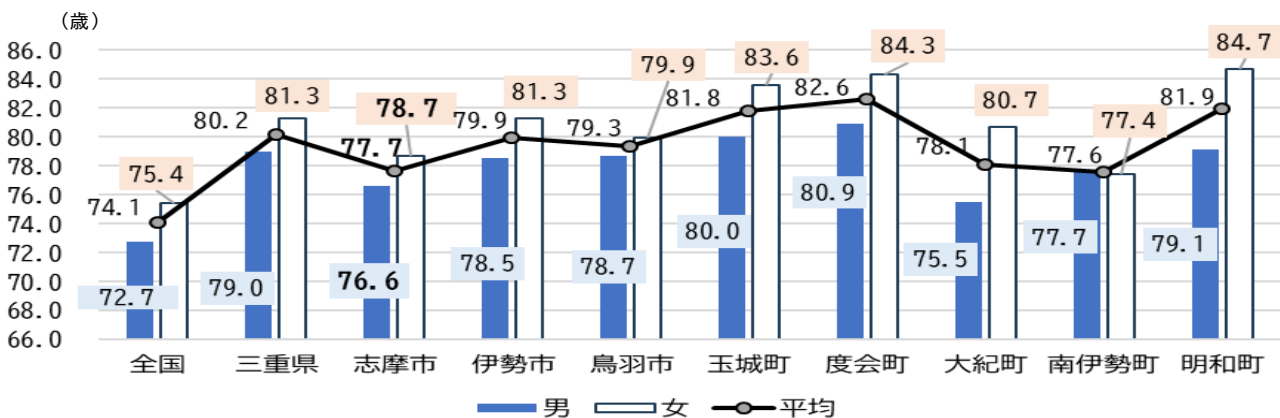
パブリック・コメント

本計画案について、広く市民から意見を募集するパブリック・コメントを実施しました。

● 高齢者を取り巻く環境

健康寿命の比較（全国・三重県・伊勢志摩定住自立圏）

本市の健康寿命は、男76.6歳、女78.7歳で全国よりは高齢となっていますが、三重県と比較すると男女ともに低く、伊勢志摩定住自立圏では8市町中7番目となっています。

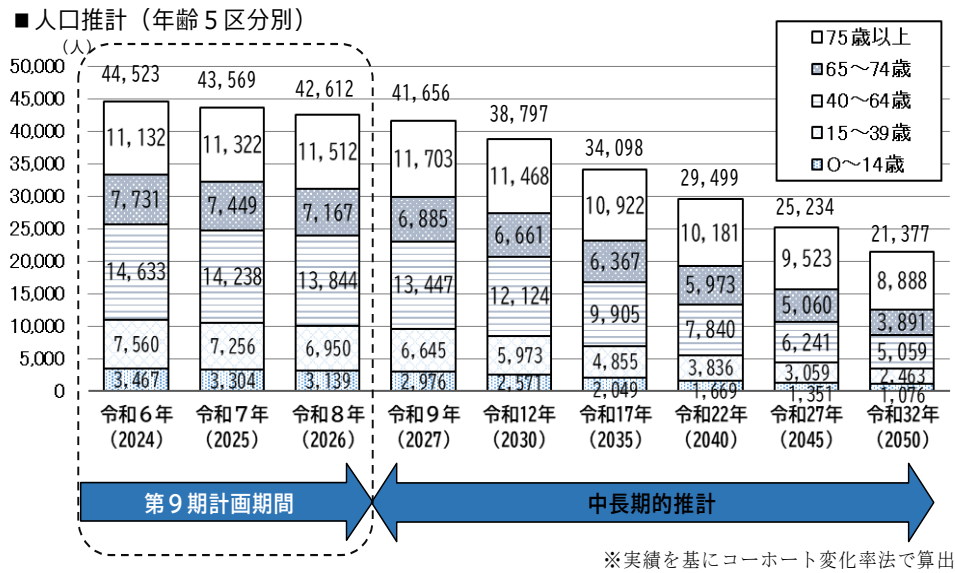


資料：厚生労働省「健康寿命の令和元年値について」、三重県「三重県の健康寿命（令和3（2021）年）」

人口推計（年齢5区分別）

令和2年をピークに65歳以上人口が減少しています。75歳以上人口は増加する見込みですが、第10期計画期間の令和9（2027）年をピークに減少に転ずる見込みとなっています。

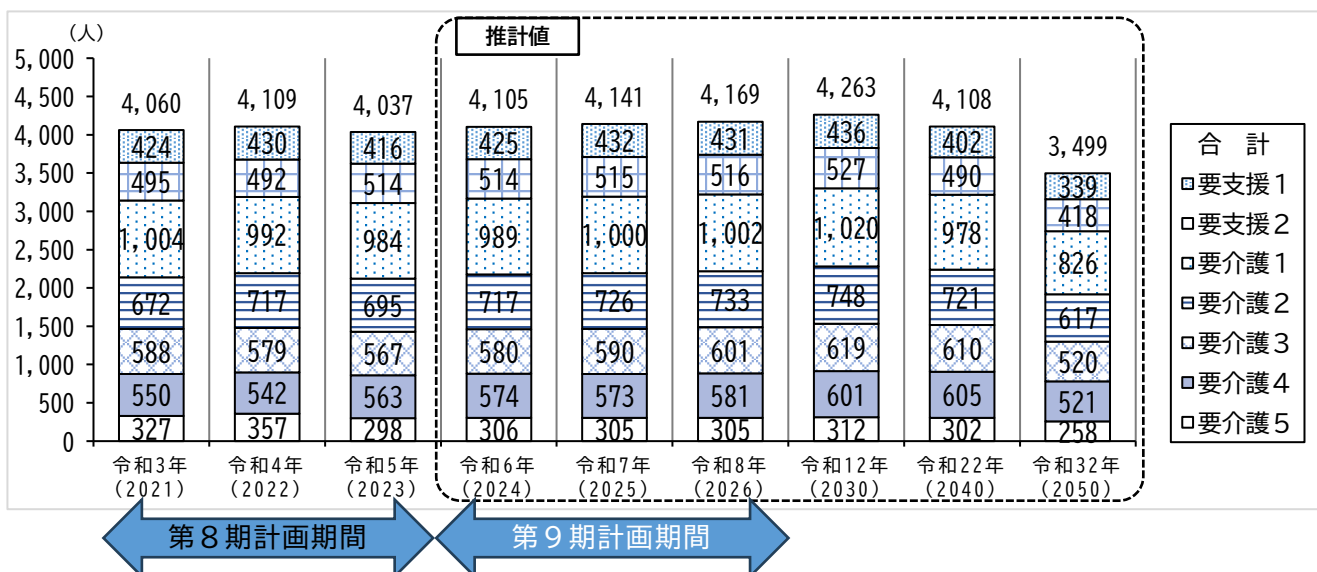
高齢化率は令和8（2026）年で43.8%、令和17（2035）年には50%を超え、令和32（2050）年では59.8%になる見込みとなっています。



要支援・要介護度別認定者数

要介護認定者数は、第9期計画期間においても引き続き微増が見込まれています。中長期的な期間では、令和12（2030）年にピークを迎え、その後減少へと転じています。高齢化率の上昇に伴い、認定率は上昇していく見込みとなっています。

■要支援・要介護度別認定者数の推移及び推計



●本市の現況及び評価・検証まとめ

- ▷ 高齢者人口は減少し、要支援・要介護認定者は増加していきます
- ▷ 外出については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けています
- ▷ 介護予防事業のさらなる推進が必要となっています
- ▷ 元気高齢者の発掘と社会参加が必要となっています
- ▷ さらに認知症施策の推進が必要となっています

●本市の課題

- (1) 高齢者の人口は減少しますが、要支援・要介護認定者は増加していきます。
- (2) 地域の支え合い体制づくりが必要です。
- (3) さらに介護予防事業の促進が必要となっています。
- (4) さらなる認知症施策の醸成が求められています。

●基本理念と将来像（ビジョン）

基本理念

誰もがつながりあい自分らしく暮らし、すべての市民に“居場所”のある地域社会をめざしていくために、“楽”をキーワードに本計画における取組を進めていきます。『楽しく生きる！』『気楽に助けあい』『誰もが楽しめる』『楽しく社会参加』など「志摩で楽しく たくましく」暮らしていける「地域共生社会」をめざしていきます。



基本理念

『志摩で楽しく たくましく』

「楽しい」という感情は、人生に欠かせないものです。

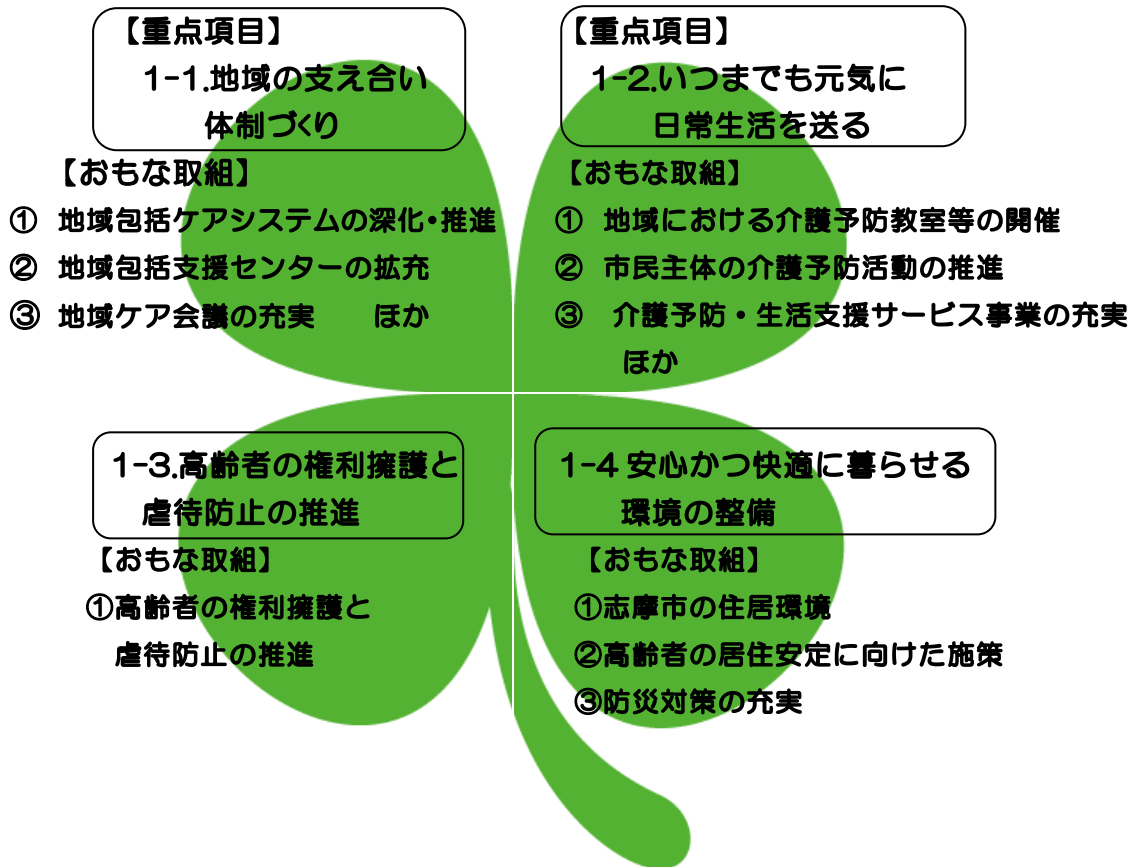
誰もが高齢化社会を楽しむためには

- ・健康寿命を延ばし、いつまでもいきいきと明るく
- ・たとえ介護が必要になったとしても
- ・たとえ認知症になったとしても

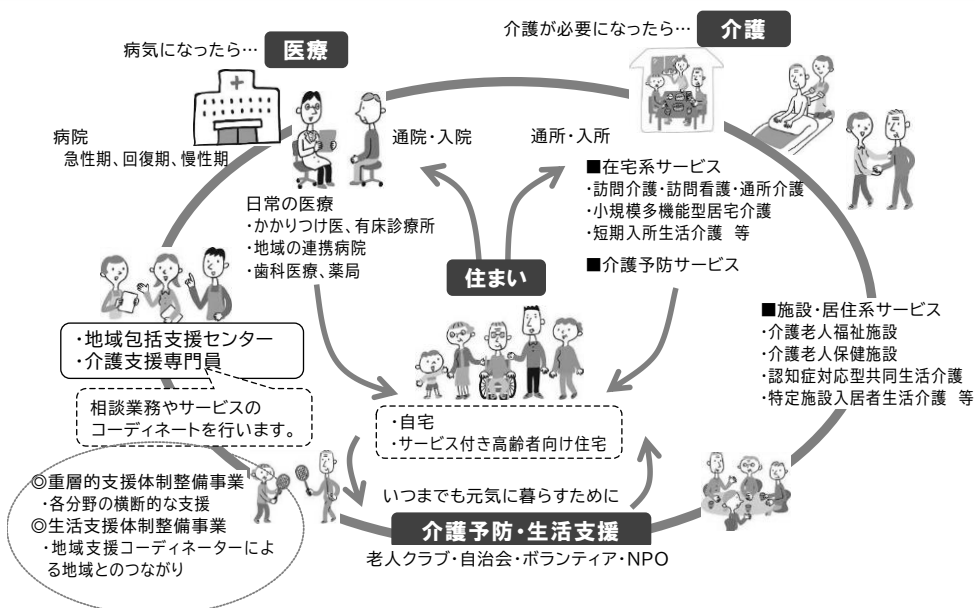
「楽しく」「たくましく」生きていく！！

という前向きで力強いメッセージを込めて基本理念としました。

生涯現役！楽しく生きる！



●本市のめざす地域ケアシステムの深化・推進

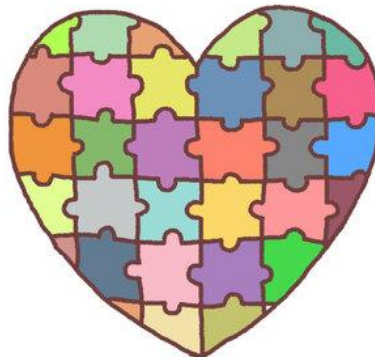


基本目標 2 十人十色の認知症を知り、ともに暮らす

【重点項目】

2-1.認知症の人をひとりにさせない

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 相談・予防の充実
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援
ほか



基本目標 3 介護保険サービスの安定と充実

3-1.介護保険サービスの充実と質の向上に努めていく

- ① 介護給付適正化事業
- ② 介護サービス事業者の質の向上
- ③ 介護環境の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進
ほか



3-2.介護保険事業の安定的な運営

- ① 居宅サービス
- ② 地域密着型サービス
- ③ 施設サービス
- ④ 介護予防支援・居宅介護支援

3-3.地域ケアシステムを支える介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上

①介護人材確保対策



認知症サポーター養成講座

～認知症のある人や家族が楽しめて、周りがそれを認めてくれるまちづくり～

この講座は、2005年からスタートし、延べ4500人が受講してくれています。

認知症の基本的な知識、接し方などを学んでもらい、日常生活の中で認知症の人やその家族を温かい目で見守る「認知症サポーター」を養成し、認知症について理解を深める講座です。

認知症のある人に対し、必要な手助けが自然に行えるような優しい地域づくりに取り組んでいます。

地域住民、企業、小、中、高校生など様々な人に受講いただいて、「職場でのお客様への接し方を学ぶことができた。」「怒ったりせず、優しく接したいと思います」との声をいただき、できることから普段の生活に役立ててもらっています。



子ども達にも解りやすいように、ボランティアさんが劇をしてくれました。

受講後、認知症サポーター証をお渡ししています。

出前講座として、ご希望の場所に出向きますので、市内の5人以上のグループでお申し込みください。

オンライン（Zoom）での受講を希望の場合はご相談ください。

～ようこそ！～



『志摩 オレンジカフェ』へ

志摩オレンジカフェは誰でも参加でき、目的は人それぞれで、いろんな出会いが期待できる場です。

認知症の診断を受けた人とその家族、自分が認知症なのではないかと心配をしている人、以前認知症の人をサポートした経験のある人、認知症予防に関する知識を得たい人など、色んな人が参加されています。

認知症になってしまった人は、自宅でひきこもりがちになってしまう人が多いですが、認知症カフェは、認知症の人が外に出かける目的になり、人と接するきっかけづくりになっています。

あまり難しく考えずに、参加する人同士でワイワイと楽しい時間を過ごすだけでも気分転換になります。こうした楽しい時間が、認知症の人を支える家族にとって息抜きとなっています。

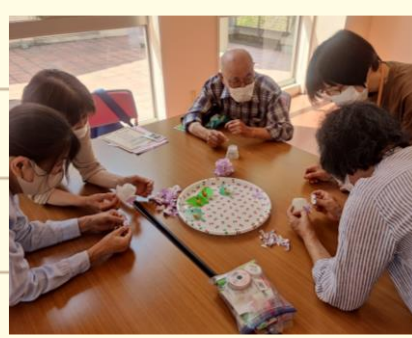
また地域住民が認知症を正しく理解して受け入れるためのアプローチの場としても機能します。志摩オレンジカフェが浸透することで「認知症になっても安心して暮らせる地域」をめざしています。



開催場所では目印として
水色ののぼり旗を立てています！



ボランティアの活躍の場
でもあります。



介護予防も兼ねて
創作活動をするもあります。

～ひろがる見守りの輪～

志摩市あんしん見守りネットワーク

「なんだかいつもと様子が違う…」 「大丈夫かなあ…」 など、普段の暮らしの中で日常の見守りの心がけでつくる地域の福祉のネットワーク、それが「志摩市あんしん見守りネットワーク」です。

地域住民や様々な団体、企業の方が協力員・協力団体として、日常生活や業務の中で「さりげない見守り」をしていただき、異変に気がついたときには連絡・相談していただいています。

また、志摩市 LINE を活用し、あんしん見守り LINE という形で、登録していただいた個人や団体には、行方不明者の情報や消費者被害の情報等を随時配信して、早期発見や地域の防犯に協力してもらっています。

今後もみなさんとの連携を重視し、ネットワークの拡充を図っていきたくので、引き続きの協力とあんしん見守り LINE への登録をよろしくお願いいたします。



あんしん見守りネットワーク協力団体の
目印となるステッカーです



LINE アプリの「友だち追加」から QR
コードを読み込んで追加してくださ
い。ID 検索で@shima-dx または志
摩市を検索してください。

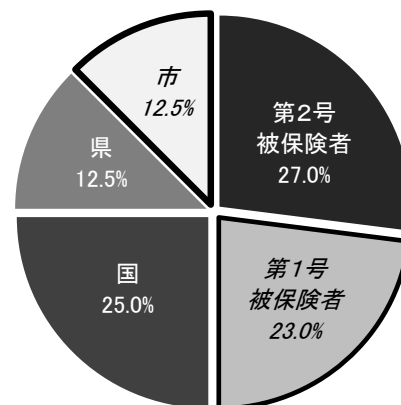
●介護保険事業量等の推計

《介護保険料算定にかかる事業費と第1号被保険者の保険料額》

標準給付費見込額（介護サービス等にかかる費用）と地域支援事業費見込額をあわせた、介護保険料算定にかかる事業費を推計すると、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の3年間の総額で、約229億円となります。この額が、介護保険料算定のための基礎となります。

この基礎額から、国・県・市の公費（税金）で負担する額や40歳から64歳の人（第2号被保険者）が負担する保険料などを除いた額が、65歳以上の人（第1号被保険者）の負担額となります。

第9期計画期間における月額介護保険料基準額（第1号被保険者一人あたり負担額の平均）は、6,800円となり、第8期計画期間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）より60円の増額となっています。



■介護保険料算定にかかる事業費

単位：千円

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	3ヶ年合計
標準給付費見込額	7,339,411	7,392,595	7,453,656	22,185,662
地域支援事業費見込額	244,776	253,867	261,866	760,509
合計	7,584,187	7,646,462	7,715,522	22,946,171

※端数処理の関係上、合計値と一致しない場合があります。

介護保険料基準額の算出方法

$$\text{介護保険料基準額} = \frac{\text{保険料収納必要額}}{\text{予定保険料収納率}} \div \text{補正第1号被保険者数}$$

介護事業に必要な給付費の総額から、収入額（国等の負担金など）を差し引き、第1号被保険者の保険料として収納すべき総額（保険料収納必要額）を算出し、それを予定保険料収納率で除して得た額（保険料賦課総額）を所得段階を加味した第1号被保険者数（補正第1号被保険者数）で除したものを

第9期計画期間の段階別保険料額

保険料段階	負担割合	対象者	保険料額
第1段階	基準額×0.285	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者（市民税非課税世帯） ○世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	月額 1,930円 年額 23,160円
第2段階	基準額×0.485	○世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	月額 3,290円 年額 39,480円
第3段階	基準額×0.685	○世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	月額 4,650円 年額 55,800円
第4段階	基準額×0.90	○世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	月額 6,120円 年額 73,440円
第5段階	基準額×1.00	○世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える人	月額 6,800円 年額 81,600円
第6段階	基準額×1.20	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	月額 8,160円 年額 97,920円
第7段階	基準額×1.30	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	月額 8,840円 年額 106,080円
第8段階	基準額×1.50	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	月額 10,200円 年額 122,400円
第9段階	基準額×1.70	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	月額 11,560円 年額 138,720円
第10段階	基準額×1.90	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	月額 12,920円 年額 155,040円
第11段階	基準額×2.10	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	月額 14,280円 年額 171,360円
第12段階	基準額×2.30	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	月額 15,640円 年額 187,680円
第13段階	基準額×2.40	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	月額 16,320円 年額 195,840円

※保険料月額10円未満の端数については、第5段階以下は切り捨て、第6段階以上は切り上げています。

※合計所得金額は、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、第1～5段階については、合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなします。

※保険料段階は、各年度の課税状況と4月1日現在の世帯状況により決まります。また、4月2日以降に65歳になった人や転入した人は、資格取得日（65歳の誕生日の前日・転入日）の世帯状況により決まります。

※第1～3段階は、公費による軽減措置がとられ、介護保険料が軽減されています。

志摩市第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画

～ 志摩で楽しく たくましく ～

発行日：令和6（2024）年3月

編集・発行：志摩市 健康福祉部 介護・総合相談支援課

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22

TEL：0599-44-0284 | FAX：0599-44-5260